

## 沖縄地域学リポジトリ運用指針

沖縄地域学リポジトリの運用に関する事項は、この指針の定めるところによる。

### (名称)

1. 沖縄地域学リポジトリの愛称は、ORION(オリオン: Okinawa Repository Integrated Open-access Network)とする。

### (目的)

2. 沖縄地域学リポジトリに参加する機関、団体等の(以下「各機関」という。)の教育研究活動等の成果物(以下「成果物」という。)を登録し、電子的な手段を通じて内外に公開することにより、社会に貢献することを目的とする。

### (システム)

3. 沖縄地域学リポジトリは、琉球大学が設置するリポジトリシステム上で運用し、琉球大学附属図書館がシステムの管理を行う。

### (参加)

4. 沖縄地域学リポジトリへの参加を希望する機関、団体等は、「沖縄地域学リポジトリ登録申請書」(別紙)にて琉球大学附属図書館へ申請を行うものとする。

### (経費)

5. 参加費用は無償とする。

### (調整)

6. 各機関は、沖縄地域学リポジトリに初めて成果物を登録するに当たっては、あらかじめ琉球大学附属図書館と運用管理上必要な事項について協議・調整し、以後、合意された方針に基づいて登録作業を行うものとする。

### (登録可能な成果物)

7. 沖縄地域学リポジトリに登録することができる成果物は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。
  - (1) 執筆者が、各機関に在籍中に、単独又は他と共同で作成した成果物
  - (2) 各機関に在籍中の者が、過去に単独又は他と共同で作成した成果物
  - (3) 各機関による成果物(各機関の発行物を含む)
  - (4) 各機関に関連する機関・団体・個人等による成果物であって、各機関の責任において登録し、公開することが適切であると認められる成果物
  - (5) その他各機関が認めた成果物
8. 沖縄地域学リポジトリに登録することができる成果物は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
  - (1) 法令及び各機関の規程等が遵守されていること。
  - (2) 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。  
イ 名誉、プライバシー等の人権に関する事項

- ロ 情報セキュリティに関する事項
  - ハ 守秘義務に関する事項
- (3) その他公開することについて問題が生じないものであること。

(登録)

9. 各機関は、登録依頼を受けた成果物について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、沖縄地域学リポジトリに登録し、無償で公開する。
10. 各機関は登録に際し、次の事項を遵守する。  
成果物及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、技術的環境において適切に表現できない部分は、登録依頼者と協議の上、省略又は他の代替物に置換する場合がある。

(利用)

11. 沖縄地域学リポジトリに登録された成果物を、ネットワークを通じて利用する者（以下「利用者」という。）は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(登録の解除)

12. 各機関は、次のいずれかに該当する場合、沖縄地域学リポジトリに登録された成果物の登録を解除することができる。
  - (1) 著作権者、又は執筆者が、登録の解除申請を行い、それを各機関が承認した場合
  - (2) データを登録した機関が登録を不相当であると判断し、登録の解除を決定した場合

(データ保全)

13. 沖縄地域学リポジトリに登録するデータ（成果物本体及びメタデータ）について、登録機関はそのコピーを自身で保全するものとし、データ保全の最終責任は各機関が負うものとする。
14. 琉球大学附属図書館は、沖縄地域学リポジトリに登録されたデータの保全に最大限努めるものとする。

(免責事項)

15. 琉球大学附属図書館、及び各機関は、沖縄地域学リポジトリに登録された成果物を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

16. 沖縄地域学リポジトリに登録された成果物についての問い合わせには、当該成果物を登録した各機関が責任を持って対応するものとする。
17. 本指針に定めのない事項は、別途各機関の定めるところによる。
18. 本指針に疑義が生じた場合は、琉球大学附属図書館と参加機関の間で協議するものとする。

本運用指針は、平成 22 年 7 月 14 日から施行する。